

第 19 期昭島市公民館運営審議会答申

(中間報告)

令和 2 年 9 月 1 1 日
公民館運営審議会

第19期昭島市公民館運営審議会答申について（中間報告）

このことについて、令和元年8月16日の今期第11回の運営審議会の席上、公民館長より次のような諮問があった。

諮問事項＝平成22年の答申「これからの公民館事業のあり方（公民館事業の基本方針）」の見直しについて（資料 1）

この諮問を受けて第12回から第15回までの運営審議会で、諮問の趣旨、市行政の基本方針、教育委員会の基本方針などの説明と紹介を求め、公民館事業の現状、事業の評価あり方、他市の事例等々を踏まえ、各委員からのフリートーキングを行う。第11回の運営審議会でも小委員会を発足させた。

小委員会メンバーは、大串副会長、以下4人である。

この間小委員会を行うも、2月は社会教育関係委員研修のため（資料 2）、審議会は行われず、3月以降のいわゆる新型コロナウイルス感染症により、公民館間の休館が続き、6月の第21回の運営審議会まで、審議がストップしてしまった。

予測もしない事態に直面し、新しい生活様式に基づいた「公民館事業の基本方針」については先が見えず。各委員のフリーな問題提起を掲載し（資料 3）、小委員会の議論を参考に付け加え（資料 4）中間報告として、次期公民館運営審議会に申し送り事項としたい。

第19期昭島市公民館運営審議会委員

会長	山崎 功
副会長	大串 隆吉（小委員会）
委員	瀧島 啓司
	星野 典靖（令和2年4月）
	長野 栄二（小委員会）
	井ヶ田 博
	宮里 成子
	三田 肇（小委員会）
	三木 千栄美
	菅原 文夫
	久保 千晶（小委員会）

資料 1

「公民館事業の基本方針」の見直しについて（諮問）

日頃より、公民館の事業・運営につきましてご審議を賜り感謝申し上げます。

さて、昭島市公民館では現在、平成 22 年に貴審議会からご提言いただきました「公民館事業の基本方針」を運営の指針として、公民館事業を推進しております。

しかし、提言から 10 年が経過し、現行の「公民館事業の基本方針」についても一定の見直しが必要になってきているように感じております。

つきましては、下記事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

平成 22 年の答申「これからの公民館事業のあり方（公民館事業の基本方針）」の見直しについて

2 諮問理由

現行の「公民館事業の基本方針」の提言から 10 年が経過し、この間、少子高齢化の進行、高度情報化、地域の国際化、人間関係の希薄化、貧困と格差社会の拡大等、社会情勢は大きく変化し、それに合わせ市民の学習要求や学習課題も変わってきています。また、地方分権が進む中、第 9 次地方分権一括法が本年 5 月 31 日に成立し社会教育行政を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

こうした今日の状況の変化をふまえ、現行の「公民館事業の基本方針」を見直し、今後 10 年を見据えた「基本方針」となるよう、必要な修正も含め審議していただきたく諮問いたします。

3 答申の時期

令和 2 年 9 月末日

資料 2

社会教育委員の研修から、公民館への主な意見の要約

- 公民館の情報発信が市民に周知されていない。印象が薄い、公民館の役割が周知されていない等 10 件。
- 公民館の利用を簡便に、団体登録が必要になる。団体登録など理解されていないようだ等 4 軒。
- 公民館は市民ひとり一人の、生活の一部になっていない。公民館事業が浸透していない、講座等の企画に市民のニーズが反映されてない等、7 件。
- 青少年の利用が少ない。青少年が使いやすいように。若者が少ない、子どもの居場所等、9 件。
- 公民館は一館しかない、公民館の地域配置が必要だ。自宅から遠い、近所に公民館が欲しい等、7 件。市立会館の利用等 4 件。
- その他 4 件。

資料 3

各委員の問題提起

○ コロナの影響で事業の延期・中止となり行えていない。今までは利用人数を事業評価としていたが、利用人数の制限を設けたり、公民館に人が集まる条件がかなり厳しくなったため、今後それができなくなってくる。そのため、事業の在り方、新たな事業の評価基準というものも考えていかななくてはならない。

○ コロナが公民館活動にどのように関わってくるのかということをイメージできた方が良いと思う。コロナによって公民館がどう変わるのかを考えたい。

○ 今までの公民館は人が集まる場として部屋の施設機能ごとに利用人数が決まっていたが、その利用人数がコロナによって抑えられている。人数制限により、多人数が集まる市民文化祭や小ホールでのイベントが今まで通りに開催できない状況であり、学習活動や接触を伴う身体活動にも制限が生じている。コロナ禍での今後の公民館活動がどう変わっていくのかということを考えたい。

○ 人が集まるということはとても大切なことだと思う。今は感染が広がっているが、今後感染が収まり、従来通りの生活が戻ってきた時に、生活様式を元に戻していいものなのか。現在ワクチンの開発も進んでいるが、コロナウイルスもインフルエンザなどと同等の扱いなり得るのか。今現在、囲碁や合唱に関する対処などを議論して、答申のような10年ごとにまとめるものを今後がわからない中で、どのような点に注目すべきなのか難しい。

○ インターネットを活用したオンラインでの活用が大切になってくる。公民館がどれだけインフラを整備できるのかが重要である。また感染症が流行した際の新たな生活様式に合った公民館活動を模索する必要がある。

○ 今現在ギガスクール構想（小学生1人に1台のタブレット貸し出し、各家庭にWi-Fi環境の整備を今年度中に実施）に向けて、家庭のWi-Fi状況とWi-Fiとタブレットを接続できるのか調査をしている。東京都からタブレットやルーターをすでに借りているので休校になったときには貸し出しをすることができる。早ければ9月、10月くらいから実用していく予定である。その中で子供たちが家庭内で使えるように学校での指導をしていく必要がある。貸し出しているタブレットは17時以降でも社会教育に関するもののみで使えるようになるかもしれない。

○ 学校教育は必ずしなければならないものだが、社会教育は任意である。オンラインで講座などを行うときは利用者の通信環境が全て整っているわけではないので、公民館で一定数のタブレットを用意し貸し出すことになるかと予想される。

○ 自治会の役員をやっている。自治体への加入者がどんどん減っていていると感じた。若い世帯の人に聞くと、「回覧板を回すのが面倒。ホームページで見られるようにしてほしい。」などの意見があった。これだけ世の中は進歩しているのに大多数を占めているパソコンなどを使えない人に合わせていくことで、逆に若者の関心は薄れていると思った。少しずつでもこのような若者の意見を無視せず取り入れていけば、若者にも参加してもらえるきっかけになるのではないか。その一方で全てをホームページに推移することで近所での関係がなくなっていき、人と人との繋がりが弱くなってしまうと危惧される。しかし、このコロナの影響もありホームページの充実などオンラインの使用も少しずつではあるが取り組むべきだという話をしたが、審議会でも考えたい。

○ 前回の都公連で、公民館で直接活動と zoom などを併用して人数制限などの問題に対処しているグループがあると東大和市から紹介された。このコロナは、新しいことを始めるいい機会でもあるが、人と人とのつながりが非常に希薄になっていくと思われる。これは仕方のないことだが、ソーシャルディスタンスや新しい生活様式を受け入れ、人と人との対面しつつ zoom のようなオンラインの利用を両立することが大切になってくる。また公民館だよりについても、偶数月に発行しているが、事業をやっていないから発行できないとするのではなく、今より発行回数を少なくしてでも年何回などと決め、全戸に渡るようにすべきである。また、紙媒体だけホームページだけというのではなく両立していくべきである。

○ 昭島市では約 8 割の市民がインターネットを利用できる状況にある。対面で行う公民館の活動に制約があるのであれば情報通信システムの活用を推進していくべきである。現在、公民館のホームページは市のホームページを経由しないと見ることができない。これでは不便なので図書館のように公民館独自のホームページを新たに立ち上げるのが良いと思う。また、講座の申し込みをホームページからできるようにするなど充実させていく必要がある。オンライン講座は若年層の申し込みを期待できると思う。

○ サークル活動で小ホールを利用している。公民館が再開した際に、今までの活動を改めソーシャルディスタンスなどを考慮した活動を行った。机や椅子を

拭く消毒液など公民館で用意していたが体温計も必要なのではと感じた。

○ コロナウイルスで接触型のコミュニケーションが取るのが難しくなってしまったため、今後の公民館活動はどう変わっていくのか。またコロナが収まってきた際にまた今まで通りの生活に戻してもいいのかということを考えてい。

○ コロナが収まった際に、これまでの日常に戻ることができるのか非常に気になっている。最近では新しいものが生まれる周期が早まっていると感じている。なにか新しいことをしようとした時に、また別の新たな問題点が出て案を練り直すこともあったので、今は付け焼刃という形で答申をまとめるのではなく、今できることをこの場で話し合い、ある程度落ち着いて先が見えるようになってから答申をまとめるべきだと思う。また現在、学校も運動施設などを貸し出しているが、公民館や市の施設とも連携して貸し出し業務を行いたい。

○ 今まで公民館が果たしてきた役割を、制約がありながらも今後の公民館でもできるように模索していく必要がある。新たな生活様式へと変わり人と人との集団の在り方は、ネットのコミュニケーションだけで構築できるのか、新しい表現方法や新しい学習方法などを取り入れながら、どのように繋がりをつくるのかを考えなくてはならない。それと同時に学習の量を増やすだけではなく質も高め、それをどういった基準で評価していくのか、新しい基準を模索していくべきである。このようなことを考えながら次期の公運審を行っていきたい。また現在、リモート会議などのテレワークが多くの企業で行われている。自宅は家族とともに過ごす場であり、そこに仕事を持ち込むと、子供や家族もストレスを感じてしまう。ゆえに家族・家庭の在り方が問題視されている。テレワークを政府は推奨しているが、テレワークをする環境にない家庭に対して、どのような対応をするのかが問われてくる。公民館でもオンラインでの講座を実施できるように環境醸成を行政ですることを検討するべきである。

資料 4

昭島市公民館事業の基本方針見直しの課題

はじめに

公民館館長より「公民館事業の基本方針の見直し」（「これからの公民館事業のありかた」について、以下平成 22 年答申と略す）について諮問を受けた。公民館運営審議会（公運審）は、小委員会を設け検討を進めてきたが、本年 3 月からのコロナ禍により公民館が閉鎖され、また公運審が休会になるなどのため審議は中断した。そこで、今期の報告は、次期も検討すべき課題を提案したい。そして、当面の作業についてふれたい。もちろん、平成 22 年答申「これからの公民館主催事業のありかた」および平成 25 年「あきしま学びプラン」をふまえることになるが、これらの文書がコロナ禍での経験にうまく合っているかどうかを検討する必要があるかどうかとも話題になるだろう。

I 検討課題について

① 公民館の原則と機能

平成 22 年答申は、社会教育法第 20 条をふまえ公民館の理念として 4 点を挙げた。「仲間作りの場」「自由な集団活動の場」「学びの場」「文化創造の広場」である。それにくわえ、公民館の機能的意義を 3 点挙げている。「1. 身近な生涯学習の中核的機能、2. 世代を超えた地域作づくりの拠点としての機能、3. 地域住民の自主的な学習活動の支援的機能」をあげた。

以上の点は、現在も必要である。が、長野試案の「公民館事業の基本方針」中の「公民館事業の目標」および「公民館の機能」がどう位置付くのだろうか。

② 災害への新しい役割ー予防

コロナ禍からあきらかになったことを提言するとなると

(1) 災害時には避難場所として考えられてきたが、コロナ禍では閉鎖したことが感染の予防になった。公民館は予防という新しい役割を持った。また、経験による気づきの機会を作っている。例えば、会場使用申し込み時の定員削減による対人間の距離に気づかせる。

全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

をどう生かすか。生かせるのか。

③ 次期への申し送り事項

(1) 平成 22 年答申の諸提言の達成度の検討は、コロナ禍による中断で終わっ

ていない。

そのために、2月14日社会教育関係委員研修会で出された要望などの資料を添付する。そこで出された課題は、次の4点だった。(1) 情報発信を強める。(2) 借りるに当たっての団体登録が必要か、(3) 青少年の利用を拡大する。(4) 公民館の増設。

また、この4点を深めるために添付された資料を基に検討する必要がある。例えば、子どもや若者がタブレットなどインターネットなどの情報通信に習熟しているにも関わらず公民館が遅れていることにより、若い世代に公民館の魅力を発進できていないのではないかという問題。さらに、社会教育関係者でさえ公民館を知らなかった人が居たことをどう考えるのか。

昭島学びプランでは、基本目標を4点挙げている。(1)「学び」の基礎を作る (2)「学び」の場を確保する (3)「学び」の機会を提供する (4)「学び」を支援する。これらは、公民館の基本的な仕事であるが、コロナ禍によって「学び」の中身が変わってきているのか。

④ その他コロナ禍による次期への伝達事項

別紙フリースペースを整理して、何か少しでも提言できると良いのでは。

⑤ そのほかコロナ禍に対するだけではない公民館一般の問題。

専門職の配置と職員の研修について—社会教育士の配置について

外国籍市民との協働

特に困難を抱えている人への学習事業—教育委員会が行う学習支援事業との関係